

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(商工経営支援課)

一

○沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(農林水産経営支援課)

一

○農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

( 同 )

三

### 告 示

○保安林の指定の予定(三件)

(森林整備課)

四

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

(水産振興課)

五

### 公 告

○平成二十三年度砂利採取業務主任者試験の実施

(産業立地推進課)

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(道路課)

六

### 選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示(二件)

八

### 宮城海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

八

## 規 則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「一・一〇パーセント」を「一・〇五パーセント」に改める。  
附則に次の一項を加える。

(東日本大震災により被害を受けた事業用施設に係る災害復旧貸付の特例)

3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により被害を受けた事業用施設に係る別表第二の五の項に掲げる貸付けに関する第四条の規定の適用については、同条第三項中「割合」とあるのは、「割合又は額」と、同項第一号中「百分の九十以内」とあるのは「百分の九十九以内又は整備資金から十万円を控除した額」と、同条第四項中「三年」とあるのは「五年」とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中小企業高度化資金貸付規則の規定は、平成二十三年四月一日以後に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については適用し、同日前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、なお従前の例による。

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年宮城県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」を「、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に改め、「(平成二十年<sup>農林水産省</sup>経済産業省令第一号)の下に、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域資源を活用した農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成二十三年政令第十五号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成二十三年農林水産省令第七号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する

る法律施行令第四条第一項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成二十三年農林水産省告示第六八号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号)を加える。

第二条中、「認定中小企業者」という。の下に「及び六次産業化法第六条第三項に規定する認定総合事業計画に従つて六次産業化法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う六次産業化法第六条第三項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。))を加える。

第四条中、「又は一の認定中小企業者」を、「一の認定中小企業者又は一の促進事業者」に改める。  
第五条第三項中「認定中小企業者」の下に「若しくは促進事業者」を加える。  
第六条に次の一号を加える。

四 六次産業化法第十一条第二項に規定する資金の貸付けを受けようとする場合にあつては、六次産業化法第六条第三項の認定総合事業計画の写し

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(東日本大震災による被害の証明を受けた者に係る償還期間等の特例)

2 沿岸漁業改善資金であつて、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者でその主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長

その他相当な機関から受けたものが東日本大震災の後平成二十八年三月三十一日までに貸付けを受けるものについての別表の規定の適用については、別表第一号の表一の項から四の項までの規定中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同表五の項中「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同表六の項及び七の項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同表八の項中「五年」とあるのは「八年」と、「一年」とあるのは「四年」と、同表九の項中「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同表十の項中「五年」とあるのは「八年」と、「一年」とあるのは「四年」と、同表十一の項及び十二の項中「五年」とあるのは「八年」と、別表第二号の表一の項中「三年」とあるのは「六年」と、「二年」とあるのは「五年」と、同表二の項中「七年」とあるのは「十年」と、同表三の項中「三年」とあるのは「六年」と、別表第三号の表一の項中「五年」とあるのは「八年」と、

「一年」とあるのは「四年」と、同表二の項中「五年」とあるのは「八年」と、同表三の項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。

別表第一号の表一の項中

- 3 レーダーの設置費用
- 4 自動航跡記録装置の設置費用
- 5 GPS受信機の設置費用

を

- 3 サイドスラスターの設置費用
- 4 レーダーの設置費用
- 5 自動航跡記録装置の設置費用
- 6 GPS受信機の設置費用

に、「及び

認定中小企業者」を、「認定中小企業者及び促進事業者」に、「レーダーを」を、「サイドスラスターを設置する場合にあつては一台につき四百万円、レーダーを」に改め、「第十三条第二項に規定する資金である場合」の下に「及び六次産業化法第十一条第二項に規定する資金である場合」を加え、同表一の項を次のように改める。

一 漁業省力化機器等設置資金	動力式つり機その他の漁業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	同	
1 動力式つり機の設置費用	1 動力式つり機の設置費用	同	五百万円(動力式つり機を設置する場合にあつては五百万円)
2 ラインホーラー等の揚網機の設置費用	2 ラインホーラー等の揚網機の設置費用	同	二百二十万円(ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては二百二十万円)
3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用	3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用	同	二百二十万円(ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては二百二十万円)
4 巻取りワイナの設置費用	4 巻取りワイナの設置費用	同	二百二十万円(ワイナを設置する場合にあつては二百二十万円)
5 放電式集魚灯の設置費用	5 放電式集魚灯の設置費用	同	二百二十万円(放電式集魚灯を設置する場合にあつては二百二十万円)
6 漁業用クレーンの設置費用	6 漁業用クレーンの設置費用	同	二百二十万円(クレーンを設置する場合にあつては二百二十万円)
7 漁獲物等処理装置の設置費用	7 漁獲物等処理装置の設置費用	同	二百二十万円(漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては二百二十万円)
8 海水冷却装置の設置費用	8 海水冷却装置の設置費用	同	二百二十万円(海水冷却装置を設置する場合にあつては二百二十万円)
9 海水殺菌装置の設置費用	9 海水殺菌装置の設置費用	同	二百二十万円(海水殺菌装置を設置する場合にあつては二百二十万円)
10 漁業用ナットの設置費用	10 漁業用ナットの設置費用	同	二百二十万円(ナットを設置する場合にあつては二百二十万円)
11 カラー魚群探知機の設置費用	11 カラー魚群探知機の設置費用	同	二百二十万円(カラー魚群探知機を設置する場合にあつては二百二十万円)
12 潮流計の設置費用	12 潮流計の設置費用	同	二百二十万円(潮流計を設置する場合にあつては二百二十万円)

七年以内(据置期間一年以内を含む。)(農商工等連携促進法第十三条第二項に規定する資金である場合)及び六次産業化法第二十一条第二項に規定する資金である場合(据置期間一年以内を含む。)(



様式第1号(第12条関係)

(表)

写 真	第 号
所属 職名 氏名	年 月 日
生年月日	年 月 日

90mm  
(裏)

宮城県知事 印

上記の者は、農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。

- 1 この証明書は、検査に当たつて必ず携帯しなければならない。
- 2 この証明書は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更があつたときは、直ちに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。
- 4 この証明書は、その職を離れるときは直ちに発行者に返納しなければならない。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年九月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の農業共済組合等検査規則第十二条第一項の規定による証票は、改正後の農業共済組合等検査規則第十二条第一項の規定による身分を示す証明書とみなす。

## 告 示

○宮城県告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市渡波字大浜九の四、九の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大浜九の四・九の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字大萱沢一八八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大萱沢一八八の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

柴田郡柴田町大字人間田字古内二五の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び柴田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十三年八月三十日から平成二十三年九月十三日まで縦覧に供する。

平成二十三年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 東松島市浜市字西浮足百五番地四 大友 久義 東松島市大塚字大塚六十八番地 後藤 晃	加入区 鳴瀬加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合	縦覧場所 東松島市大塚字東名一番地の一 宮城県漁業協同組合 鳴瀬支所
------	--	--------------	--	---

公 告

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき平成二十三年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十三年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十三年十一月十一日(金)午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区上杉一丁目一番二番二号

宮城県自治会館二〇四会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十三年十月四日(火)から同月二十一日(金)までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課及び各地方振興事務所で配布する。

4 受験願書の提出先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県経済商工観光部産業立地推進課(電話〇二二・二二一・二七三二)

5 受験願書の添付書類

写真(手札形)縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前

六か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分)

(単価契約) 千四百四十五トン

(二) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分)(単価契約) 五十八キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十四年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)(が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年九月二十六日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
 千九八九・一二四三 柴田郡大河原町字南二一九番一号  
 宮城県大河原土木事務所総務班（担当 石垣 達也 電話〇二二四・五三三・三三三五）

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものことに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十三年九月十二日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十三年九月九日（金）午後二時まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十三年九月二十二日（木）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

らない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十三年十月十一日（火）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十三年十月十三日（木）とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午後一時三十分 宮城県大河原合同庁舎四階四〇二会議室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午後一時四十五分 宮城県大河原合同庁舎四階四〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract Basis)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2012.

3 Place of Delivery : Within Ogawara public works office areas of Jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Tuesday, October 11, 2011, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Tatsuya Ishigaki, Procurement Section, Ogawara Public Works Office, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 129-1 azaminami, Ogawaramachi, Shibata-gun, Miyagi, 989-1243 Japan. Tel.: 0224-53-3135

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十三号  
宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十三年八月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一登米市立佐沼病院の項中「登米市立佐沼病院」を「登米市立登米市民病院」に改める。

別表第一石巻市立雄勝病院の項を削る。

別表第二ニチイのきらめき仙台松森の項中「ニチイのきらめき仙台松森」を「ニチイケアセンター

仙台松森有料老人ホームニチイのきらめき」に改める。

別表第二特別養護老人ホーム大東苑 特別養護老人ホーム恵心寮、社会福祉法人静和会養護老人ホーム梅香園の項を削る。

別表第二の二身体障害者療護施設只越荘の項中「身体障害者療護施設只越荘」を「障害者支援施設只越荘」に改める。

附則

この告示は、平成二十三年八月三十日から施行する。

○宮選管告示第九十四号  
宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十三年八月三十日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第二特別養護老人ホームえんじゅの項の次に次のように加える。  
ひだまり 同 市銚子ヶ森二十六番一  
附則  
この告示は、平成二十三年八月三十日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島溝波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業（以下「さけ固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。  
平成二十三年八月三十日

宮城海区漁業調整委員会

会長 島山 喜勝

一 制限期間

平成二十三年九月一日から平成二十四年一月三十一日まで

二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島溝波崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 操業期間



平成二十三年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認（以下「承認」という。）を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、二百一一隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 平成二十二年において、さけ固定式さし網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）

(二) 平成二十二年における水揚げ実績を有する者以外の者であつて、次のいずれかに該当する者  
 (1) 平成二十年度及び平成二十一年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者

(2) 平成二十一年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十一年度における水揚げ実績を有する者

(3) 平成二十二年に新規に承認証の交付を受けた者

(三) 平成二十三年度から新規に着業し、「承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は五隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

1 承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設

する場合を除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さけ固定式さし網漁業の制限（平成二十三年宮城海区漁業調整委員会指示第三号。以下「委員会指示」という。）四の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認を受けようとする者のうち、委員会指示六の(一)又は(二)に該当する者であつて、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に起因するやむを得ない事由により休漁しようとするものは、秋さけ固定式さし網漁業休漁届出書（様式第二号。以下「休漁届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 承認申請書及び休漁届出書の受理期間は、委員会指示の翌日から平成二十三年九月六日までとする。ただし、休漁届出書を提出した者が承認申請書を提出する場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

4 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 使用する漁船に係る漁船原簿原本

(二) 年間事業計画書(様式第三号)

(三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書(様式第四号)

(四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書

(五) 東日本大震災に起因するやむを得ない事由により申請者以外の者が所有する漁船を使用して操業する場合は、漁船使用承認申請書兼誓約書(様式第五号)及び漁船使用承諾書(様式第六号)

(六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

5 承認申請書及び休漁届出書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、承認申請書にあつては秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覽表(様式第七号)を、休漁届出書にあつては秋さけ固定式さし網漁業休漁届出一覽表(様式第八号)を、それぞれを添えて提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第二 委員会は、承認をしたときは、当該承認を受けた者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所(2において「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろつ装置及び漁網を含む。)を確認の上、秋さけ固定式さし網漁業操業承認証(様式第九号)以下「承認証」という。)を当該承認を受けた者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九・一 電話〇二二・三六五・〇一九一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市南境新水戸一番地 石巻専修大学体育館内 電話〇二二五・九五・一四一一
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市東新城三丁目三・三 宮城県気仙沼保健福祉事務所内 電話〇二二六・二二二・六八二五

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第三 承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書(様式第十号)以下「書換交付申請書」という。)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 書換交付申請書には、変更が生じた承認証の記載事項の内容に応じ、第一の4各号(三)を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

(承認証の再交付)

第四 承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書(様式第十一号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第十二号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十三号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(休漁届出受理証の交付)

第七 委員会は、休漁届出書を受理したときは、当該休漁届出書を提出した者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所を通じ、当該休漁届出書を受理したことを証する書面(以下「休漁届出受理証」という。)を当該休漁届出書を提出した者に交付する。

(承認申請書等の経由)

第八 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行つものとする。

(様式第1号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成23年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km x 張リ = km

km x 張リ = km

合計 張リ km

5 申請理由

(様式第2号)

秋さけ固定式さし網漁業休漁届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

東日本大震災に起因する下記の事由により、秋さけ固定式さし網漁業の操業ができないことから休漁したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 前年度の承認番号

2 事由

3 操業再開予定時期

以下は記入しないでください。

この届出を受理します。

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会  
会 長 畠山 喜勝 印

(A4縦)

(A4縦)

(様式第3号)

年間事業計画書

船名 \_\_\_\_\_ 丸 氏名 \_\_\_\_\_

漁獲物の種類	漁業	漁業	漁業	合計
操業期間				
操業日数(日)				
航海数(回)				
漁獲予想数量(kg)				
漁獲予想金額(円)				
乗組員(人)				
所要経費(円)	人件費			
	燃料費			
	費			
合計				

(A4縦)

(様式第4号)

申請調書

住所			
氏名			印
生年月日	年齢	歳	

漁業形態  
 1: 漁船漁業専業 2: 養殖との兼業 3: 養殖専業  
 該当する番号に○印をお願いします。

漁業従事年数			
使用漁船 年間操業実績	船名	漁船登録番	MG -
	推進機関の種類及び馬力 (kW・PS)	総トン数	

漁業種類	操業期間 (○月○旬~○月○旬)	水揚数量(kg)	水揚金額(千円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
合計			

前年度(4月から翌年3月まで)における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

平成 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長(支所運営委員長) 印

(A4縦)

(様式第5号)

漁船使用承認申請書兼誓約書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

(船舶使用者)  
住 所  
氏 名  
印

東日本大震災に起因する下記の事由により、自己所有の漁船による秋さけ固定式さし網漁業の操業ができないため、下記の漁船を使用して操業することについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この申請に係る漁船の使用は、下記の事由がなくなったときは直ちに止め、自己所有の漁船により操業することを誓約します。

記

- 1 事由
  - 2 使用する漁船に係る事項
    - (1) 漁船の所有者
    - (2) 船名及び漁船登録番号
    - (3) 総トン数
    - (4) 推進機関の種類及び馬力数
    - (5) 使用期間
- 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(A4縦)

(様式第6号)

漁船使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)  
住 所  
氏 名  
殿

(漁船所有者)  
住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式さし網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。

なお、この承諾によって、私が貴殿に代わり宮城海区漁業調整委員会の秋さけ固定式さし網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

- 1 承諾期間
- 2 船名及び漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)

( 様式第7号 )

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 ( 支所運営委員長 ) 印

一連 番号	船 名	漁 船 登 録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承 認 証 番 号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

( A 4横 )

( 様式第8号 )

秋さけ固定式さし網漁業休漁届出一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 ( 支所運営委員長 ) 印

一連 番号	前 年 度 承 認 証 番 号	申 請 者		休 漁 事 由
		住 所	氏 名	

( A 4横 )

(様式第9号)

(表)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証	宮さけ第	号〇
住所 氏名		
1 操業期間	平成23年9月25日 から 平成23年11月20日 まで	
2 操業区域	気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸	
(1) 船名		
(2) 漁船登録番号		
(3) 総トン数	トン	
(4) 推進機関の種類及び馬力数		
4 操業の条件及び制限	裏面記載のとおり	
年 月 日		
宮城海区漁業調整委員会 会長 印		

(A4縦)

(様式第9号)

(裏)

操業の条件及び制限(委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
  - 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
  - 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
  - 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
  - 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時)とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
  - 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
  - 7 漁具は、東方向(真方位90度)に敷設しなければならない。
  - 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
  - 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
  - 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和41年宮城県規則第73号)第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
  - 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トータル回避に努めなければならない。
  - 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 承認の取り消し(委員会指示第八)
- この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

4 書換を必要とする理由

( A 4 縦 )

(様式第11号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

( A 4 縦 )



（様式第12号）

宮 せ け 第 号 ○

- 1 文字及び数字（承認証番号）の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字（承認証番号）及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合）にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。

(様式第13号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第	号
氏 名		印	船 名	
乗 組 員		人	総トン数	
刺 網 の	目 合： 寸 分 ( cm )	漁船登録番号	MG	-
規 模	総延長： m・使用反数： 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)	

年 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) 税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 ( ) ( )	

経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域

